

長期休業明けに向けた児童生徒や学生、保護者等への自殺予防に係る文部科学大臣メッセージやこどもの自殺対策に関する動画等について、所管の学校及び域内の教育委員会等へ周知をお願いいたします。

事務連絡
令和8年8月5日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公立大学担当課
各公立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生支援課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

長期休業明けに向けた自殺予防に係る周知啓発の実施等について（依頼）

児童生徒や学生の自殺予防については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校等において、取組の充実に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、厚生労働省・警察庁の自殺統計によると、令和7年の児童生徒の自殺者数は、538人と過去最多となり、学生の令和7年における自殺者数は424人と高止まりしていることなどが明らかになりました。如何なる事情であれ、子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があります。

これまでの自殺者数の推移によれば、学校の長期休業明けの前後において自殺者数は増加する傾向にあることを踏まえ、児童生徒や学生、保護者等に向けた文部科学大臣メッセージ（別添資料1）を送付いたします。

また、こども家庭庁において、本年から新たに、「こども・若者の自殺対策集中取組期間」（令和8年8月20日（木）から9月9日（水）までの間）が設定

されたところであり、この一環として、自殺対策に係る集中的な広報を実施することとされています。今般、こども家庭庁において、内閣府大臣官房政府広報室と連携して作成した政府広報動画「夏休みが終わってほしくない時に見る動画」（別添資料2。下記URL参照）が公表されましたので、併せて送付いたします。

これらのメッセージや動画の周知に際しては、従前から学校が把握している悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等について継続的に様子を確認すること等に留意しつつ、別添資料3を参考の上、1人1台端末等を活用して、長期休業が明ける前に、児童生徒に周知いただきますようお願いいたします。

○夏休みが終わってほしくない時に見る動画（政府広報オンライン）

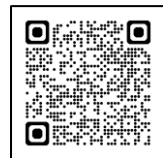
・ロングバージョン

＜URL＞<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202607/video-313038.html>



・ショートバージョン

＜URL＞<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202607/video-313039.html>



加えて、児童生徒の自殺予防については、先般発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和8年7月3日付け 8初児生第10号 初等中等教育局児童生徒課長通知）も御確認いただき、長期休業明けの前後における自殺予防に係る取組の充実に努めていただくよう、お願いいたします。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等により、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな支援等の実施をお願いいたします。さらに、各種相談窓口や各大学等における支援の取組に関する情報等について、ホームページやSNSの活用等により、一人一人に情報が行き渡る手段を確保しつつ、在籍する学生に対して周知いただくなど、学生の自殺対策に一層取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

については、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては

所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、厚生労働省にあつては所管の専修学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添資料】

- (別添資料1) 児童生徒や学生、保護者等への文部科学大臣メッセージ
- (別添資料2) 「こども・若者の自殺対策集中取組期間」に基づく広報啓発への協力について（令和8年8月5日付けこども家庭庁 支援局総務課こどもの自殺対策推進室事務連絡）
- (別添資料3) 1人1台端末等を活用した周知方法の例

【参考資料】

- ・「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和8年7月3日付け 8初児生第10号 初等中等教育局児童生徒課長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00033.htm



- ・こどもの自殺対策に関する広報啓発活動（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/r8kouhoujp>



- ・文部科学大臣メッセージ ～不安や悩みがあったら話してみよう～（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00003.html



- ・ 子供の SOS ダイヤル等の相談窓口（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



(本件連絡先)

- 児童生徒の自殺予防に関すること

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

- 大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関すること

高等教育局 学生支援課 厚生係

電話番号 03-5253-4111（内線 2522）

E-mail gakushi@mext.go.jp

- 専修学校・各種学校における自殺予防に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話番号 03-5253-4111（内線 2915）

E-mail syosensy@mext.go.jp